

令和 6年 6月 19日

県南 広域振興局長

提出者 シチズン時計マニュファクチャリング株式会社 東北北上工場

住所 〒024-0002 岩手県北上市北工業団地2-25

氏名 工場長 川手 芳成

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の 名称	シチズン時計マニュファクチャリング株式会社 東北北上工場	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の 所在地	岩手県北上市北工業団地2-25	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	3,077 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制 のための措置			
その他の地球温暖化の 対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条 第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社 東北北上工場	〒024-0002 岩手県北上市北工業団地2-25	2,485 kℓ
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社 東北北上南工場	〒024-0051 岩手県北上市相去町平林14-14	454 kℓ
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社 東北西和賀工場	〒029-5616 岩手県和賀郡西和賀町沢内字泉沢29-2-31	139 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。

岩手県
県南広域振興局
(A4) - 6.19
花保セ第175-4号

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画
県内全工場

二酸化炭素排出量 (令和5年度使用量)

エネルギー使用量				二酸化炭素の排出状況		
	項 目	使用量 (A)	原油 換算量 (kℓ)	排出係数(B)	排出量 (A×B) (t-CO2)	
燃料 及び 熱	原油（コンデンセートを除く）		kℓ		2.62 t-CO2/kℓ	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kℓ		2.38 t-CO2/kℓ	
	揮発油		kℓ		2.32 t-CO2/kℓ	
	ナフサ		kℓ		2.24 t-CO2/kℓ	
	灯油		518 kℓ	490	2.49 t-CO2/kℓ	1,289.6
	軽油		0 kℓ		2.58 t-CO2/kℓ	
	A重油		kℓ		2.71 t-CO2/kℓ	
	B・C重油		kℓ		3.00 t-CO2/kℓ	
	石油アスファルト		t		3.12 t-CO2/t	
	石油コークス		t		2.78 t-CO2/t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	14.8948 t	20	3.00 t-CO2/t	44.7
		石油系炭化水素ガス	千m³		2.34 t-CO2/千m³	
	可燃性天然 ガス	液化天然ガス（LNG）	t		2.70 t-CO2/t	
		その他可燃性天然ガス	千m³		2.22 t-CO2/千m³	
	石炭	原料炭	t		2.61 t-CO2/t	
		一般炭	t		2.33 t-CO2/t	
		無煙炭	t		2.52 t-CO2/t	
	石炭コークス		t		3.17 t-CO2/t	
	コールタール		t		2.86 t-CO2/t	
	コークス炉ガス		千m³		0.85 t-CO2/千m³	
	高炉ガス		千m³		0.33 t-CO2/千m³	
	転炉ガス		千m³		1.18 t-CO2/千m³	
	その他の燃 料	都市ガス	千m³		2.23 t-CO2/千m³	
		（ ）	（ ）		0.00 t-CO2/（ ）	
		（ ）	（ ）		0.00 t-CO2/（ ）	
	産業用蒸気		GJ		0.06 t-CO2/GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ		0.06 t-CO2/GJ	
温水		GJ		0.06 t-CO2/GJ		
冷水		GJ		0.06 t-CO2/GJ		
小計			510		1,334.3	
電 気	電気事業者	昼間買電	6480.372 千kWh	1,667	0.471 t-CO2/千kWh	3,052.3
		（夏期・冬期における 電気需要平準化時間	3828.585 千kWh	985		
		夜間買電	3758.509 千kWh	900	0.471 t-CO2/千kWh	1,770.3
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO2/千kWh	
		自家発電	千kWh			
	小計		10,239 千kWh	2,567		4,822.6
合計			3,077		6,156.9	
※ 燃料を用いて自家発電した電気の うち、他社に販売した量		千kWh		t-CO2/千kWh		
合計					6,156.9	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。

5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

東北北上工場

二酸化炭素排出量 (令和5年度使用量)

エネルギー使用量				二酸化炭素の排出状況		
	項 目	使用量 (A)	原油 換算量 (kℓ)	排出係数(B)	排出量 (A×B) (t-CO ₂)	
燃料 及び 熱	原油（コンデンセートを除く）		kℓ		2.62 t-CO ₂ /kℓ	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kℓ		2.38 t-CO ₂ /kℓ	
	揮発油		kℓ		2.32 t-CO ₂ /kℓ	
	ナフサ		kℓ		2.24 t-CO ₂ /kℓ	
	灯油		518 kℓ	490	2.49 t-CO ₂ /kℓ	1,289.6
	軽油		kℓ		2.58 t-CO ₂ /kℓ	
	A重油		kℓ		2.71 t-CO ₂ /kℓ	
	B・C重油		kℓ		3.00 t-CO ₂ /kℓ	
	石油アスファルト		t		3.12 t-CO ₂ /t	
	石油コークス		t		2.78 t-CO ₂ /t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	14.8948 t	20	3.00 t-CO ₂ /t	44.7
		石油系炭化水素ガス	千m ³		2.34 t-CO ₂ /千m ³	
	可燃性天然 ガス	液化天然ガス（LNG）	t		2.70 t-CO ₂ /t	
		その他可燃性天然ガス	千m ³		2.22 t-CO ₂ /千m ³	
	石炭	原料炭	t		2.61 t-CO ₂ /t	
		一般炭	t		2.33 t-CO ₂ /t	
		無煙炭	t		2.52 t-CO ₂ /t	
	石炭コークス		t		3.17 t-CO ₂ /t	
	コールタール		t		2.86 t-CO ₂ /t	
	コークス炉ガス		千m ³		0.85 t-CO ₂ /千m ³	
	高炉ガス		千m ³		0.33 t-CO ₂ /千m ³	
	転炉ガス		千m ³		1.18 t-CO ₂ /千m ³	
	その他の燃 料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO ₂ /千m ³	
		()	()		0.00 t-CO ₂ /()	
		()	()		0.00 t-CO ₂ /()	
	産業用蒸気		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ	
	温水		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ	
	冷水		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ	
	小計			510		1,334.3
電 気	電気事業者	昼間買電	5032.947 千kWh	1,295	0.471 t-CO ₂ /千kWh	2,370.5
		（夏期・冬期における 電気需要平準化時間	2998.606 千kWh	771		
		夜間買電	2839.777 千kWh	680	0.471 t-CO ₂ /千kWh	1,337.5
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO ₂ /千kWh	
		自家発電	千kWh			
	小計		7,873 千kWh	1,975		3,708.0
合計			2,485		5,042.3	
※ 燃料を用いて自家発電した電気の うち、他社に販売した量		千kWh		t-CO ₂ /千kWh		
合計					5,042.3	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)

第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。

5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

東北北上南工場

二酸化炭素排出量 (令和5年度使用量)

エネルギー使用量				二酸化炭素の排出状況		
	項 目	使用量 (A)	原油 換算量 (kℓ)	排出係数(B)	排出量 (A×B) (t-CO2)	
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く）		kℓ		2.62 t-CO2/kℓ	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kℓ		2.38 t-CO2/kℓ	
	揮発油		kℓ		2.32 t-CO2/kℓ	
	ナフサ		kℓ		2.24 t-CO2/kℓ	
	灯油		kℓ		2.49 t-CO2/kℓ	
	軽油		0 kℓ		2.58 t-CO2/kℓ	
	A重油		kℓ		2.71 t-CO2/kℓ	
	B・C重油		kℓ		3.00 t-CO2/kℓ	
	石油アスファルト		t		3.12 t-CO2/t	
	石油コークス		t		2.78 t-CO2/t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t		3.00 t-CO2/t	
		石油系炭化水素ガス	千m³		2.34 t-CO2/千m³	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t		2.70 t-CO2/t	
		その他可燃性天然ガス	千m³		2.22 t-CO2/千m³	
	石炭	原料炭	t		2.61 t-CO2/t	
		一般炭	t		2.33 t-CO2/t	
		無煙炭	t		2.52 t-CO2/t	
	石炭コークス		t		3.17 t-CO2/t	
	コールタール		t		2.86 t-CO2/t	
	コークス炉ガス		千m³		0.85 t-CO2/千m³	
	高炉ガス		千m³		0.33 t-CO2/千m³	
	転炉ガス		千m³		1.18 t-CO2/千m³	
	その他の燃料	都市ガス	千m³		2.23 t-CO2/千m³	
		（ ）	（ ）		0.00 t-CO2/（ ）	
		（ ）	（ ）		0.00 t-CO2/（ ）	
	産業用蒸気		GJ		0.06 t-CO2/GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ		0.06 t-CO2/GJ	
	温水		GJ		0.06 t-CO2/GJ	
	冷水		GJ		0.06 t-CO2/GJ	
小計						
電気	電気事業者	昼間買電	1056.102 千kWh	272	0.471 t-CO2/千kWh	497.4
		（夏期・冬期における電気需要平準化時間	586.086 千kWh	151		
		夜間買電	759.078 千kWh	182	0.471 t-CO2/千kWh	357.5
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO2/千kWh	
		自家発電	千kWh			
	小計		1,815 千kWh	454		854.9
合計			454		854.9	
※ 燃料を用いて自家発電した電気のうち、他社に販売した量		千kWh		t-CO2/千kWh		
合計					854.9	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)

第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。

5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

東北西和賀工場

二酸化炭素排出量 (令和5年度使用量)

エネルギー使用量				二酸化炭素の排出状況		
	項 目	使用量 (A)	原油 換算量 (kℓ)	排出係数(B)	排出量 (A×B) (t-CO2)	
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く）		kℓ	2.62 t-CO2/kℓ		
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kℓ	2.38 t-CO2/kℓ		
	揮発油		kℓ	2.32 t-CO2/kℓ		
	ナフサ		kℓ	2.24 t-CO2/kℓ		
	灯油		kℓ	2.49 t-CO2/kℓ		
	軽油		0 kℓ	2.58 t-CO2/kℓ		
	A重油		kℓ	2.71 t-CO2/kℓ		
	B・C重油		kℓ	3.00 t-CO2/kℓ		
	石油アスファルト		t	3.12 t-CO2/t		
	石油コークス		t	2.78 t-CO2/t		
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	3.00 t-CO2/t		
		石油系炭化水素ガス	千m³	2.34 t-CO2/千m³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t	2.70 t-CO2/t		
		その他可燃性天然ガス	千m³	2.22 t-CO2/千m³		
	石炭	原料炭	t	2.61 t-CO2/t		
		一般炭	t	2.33 t-CO2/t		
		無煙炭	t	2.52 t-CO2/t		
	石炭コークス		t	3.17 t-CO2/t		
	コールタール		t	2.86 t-CO2/t		
	コークス炉ガス		千m³	0.85 t-CO2/千m³		
	高炉ガス		千m³	0.33 t-CO2/千m³		
	転炉ガス		千m³	1.18 t-CO2/千m³		
	その他の燃料	都市ガス	千m³	2.23 t-CO2/千m³		
		()	()	0.00 t-CO2/()		
		()	()	0.00 t-CO2/()		
	産業用蒸気		GJ	0.06 t-CO2/GJ		
	産業用以外の蒸気		GJ	0.06 t-CO2/GJ		
	温水		GJ	0.06 t-CO2/GJ		
冷水		GJ	0.06 t-CO2/GJ			
小計						
電気	電気事業者	昼間買電	391.323 千kWh	101	0.471 t-CO2/千kWh	184.3
		（夏期・冬期における電気需要平準化時間	243.893 千kWh	63		
		夜間買電	159.654 千kWh	38	0.471 t-CO2/千kWh	75.2
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO2/千kWh	
		自家発電	千kWh			
	小計		551 千kWh	139		259.5
合計			139		259.5	
※ 燃料を用いて自家発電した電気のうち、他社に販売した量		千kWh		t-CO2/千kWh		
合計					259.5	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)

第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。

5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

CO2排出量を2018年度比25.2%削減

【具体的な取組】

○省エネルギー

高効率エアコンへの更新

インバーター式コンプレッサーへの更新

エアー、蒸気使用の見直し(休日の停止、漏れ点検の実施)

照明器具LED化

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

-

○自動車利用抑制

-

○輸送の合理化

-

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

上記目標値を社内の環境方針として委員会を毎月開催し、現状のエネルギー使用量の共有、年間計画に基づいた取り組み活動を実施する。

(3) 計画の達成度の把握方法

毎月開催される委員会にて前月の二酸化炭素排出量と対象年度比を報告し、社内で共有する。
エネルギー使用量に基づいて改善点の洗い出しを行う。

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

クールビズ、ウォームビズの実施、廃液のリサイクル活動